スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

山口県下関市

自治体名：　山口県下関市
担当課名：　観光スポーツ文化部スポーツ振興課
電話番号：　083-231-2739

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	716㎢
人口	242,923人
公立中学校数	24校
公立中学校生徒数	5,252人
部活動数 （運動部活動のみ）	143部活
地域クラブ活動数	0クラブ
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済

地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

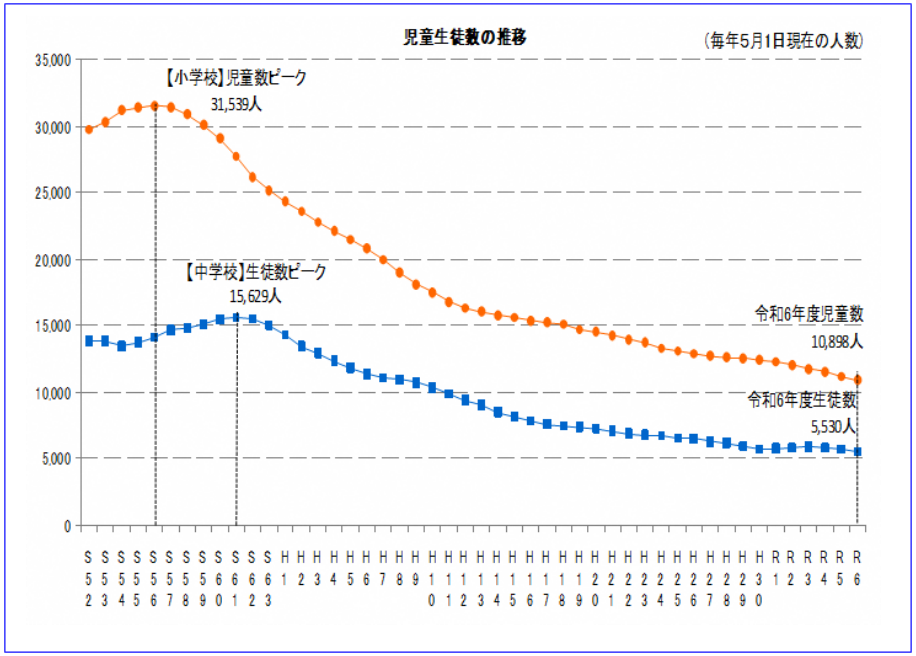
本市には、公立中学校24校（中高一貫校1校を含む）があり、市立中学校の生徒数は5,252人、運動部の活動数は141となっている。現在、単独校では部活動の運営が困難な学校が生じており、複数校で合同実施しないと成り立たないケースが増えている。

主な要因として、少子化による生徒数の減少に加え、近年のクラブチームの設立・普及により、競技志向の強い生徒が学校部活動に所属せずクラブチームを選択する傾向があることが挙げられる。その結果、運動部活動の質・量の両面で低下傾向が進み、地域間格差の拡大が懸念される。

こうした状況を踏まえ、将来にわたり生徒が継続的にスポーツに親しめる新たなスポーツ環境を整備する必要があるため、令和5年度からの運動部活動実証事業を継続するとともに、スポーツ団体、学校関係者、保護者等への意見聴取や有識者会議の議論を踏まえ、地域展開に向けた制度設計を行った。

〈小学校児童数〉
昭和56年度
31,539人
令和6年度
10,898人

〈中学校生徒数〉
昭和56年度
15,629人
令和6年度
5,530人

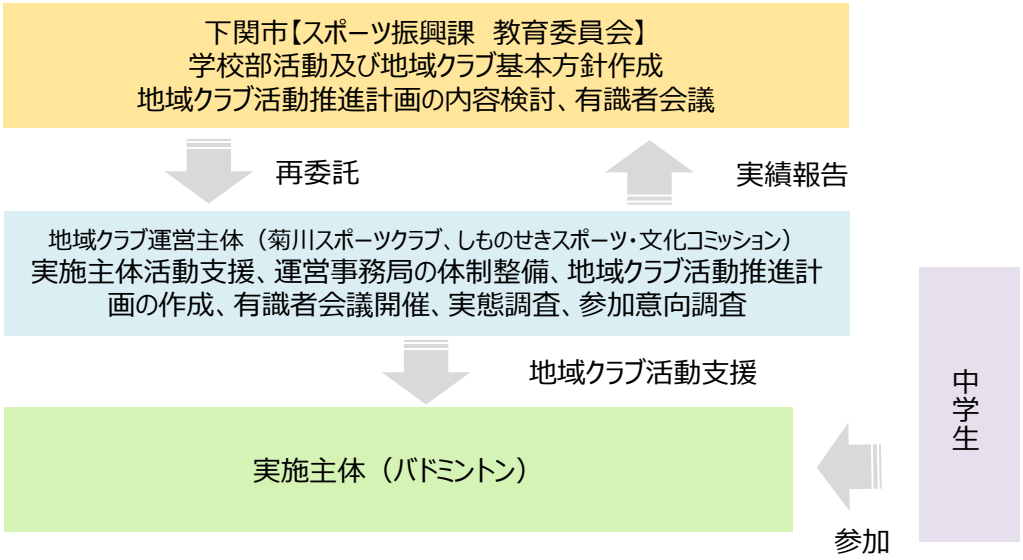


2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●市区町村における推進体制図



●行政組織内での役割分担

◉教育委員会（教育研修課）
- ・学校部活動及び地域クラブ活動基本方針の作成
- ・平日の学校部活動の在り方の検討、学校施設・備品の使用に関する検討

◉首長部局（スポーツ振興課、文化振興課）
- ・学校部活動及び地域クラブ活動基本方針、地域クラブ活動推進計画の作成
- ・運動活動の実証事業の実施

◉コーディネーター
- ・実施主体活動支援、各協議会開催、地域クラブ・学校等訪問

年間の事業スケジュール

令和7年4月	再々委託契約締結
	実証事業開始
令和7年7月	意見聴取会開始（市内全域）
令和7年8月	再々々委託契約締結
	（菊川スポーツクラブ）
令和7年9月	学校部活動及び地域クラブ基本方針作成
	意見聴取会終了
令和7年10月	有識者会議開催
令和7年11月	有識者会議開催
令和7年12月	有識者会議開催
	地域クラブ活動推進計画作成
	運営事務局設立
	実証事業終了
令和8年1月	再々々委託契約締結
	（しものせきスポーツ・文化コミッション）
令和8年2月	団体へ実態調査実施
	生徒へ地域クラブ参加意向調査実施
令和8年3月	地域クラブ運営計画作成

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の運営実績

①全体に関すること

実施した地域クラブ活動総数		1クラブ	
ケース別地域クラブ活動数	A：部活動を地域移行した形の地域クラブ活動数（及び移行された部活動数）		1クラブ
	B：部活動にはない種目など、新規の地域クラブ活動数		0クラブ
全体の指導者数	4人	全体の運営スタッフ数	1人（兼務）

②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）

地域クラブ活動名	運営団体種別	種目	実施回数（平日・休日）	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
バドミントンクラブ	実施団体	バドミントン	・平日　2～4回 ・休日　1回	15:00～ 16:00	1年　5人 2年　3人 3年　4人	4月～12月	4人	1人	3,000円/月額	部活動

③その他、体験会やイベント等の開催実績

●市内の中学生を対象にソフトテニスの体験会を開催

2.実証内容と成果

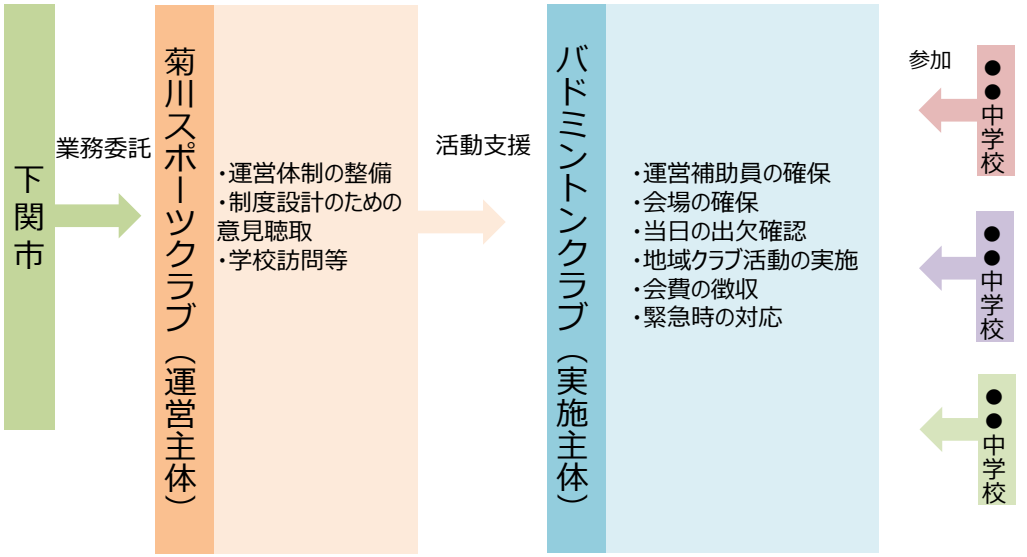
スポーツ庁

主な取組例

●バドミントンクラブ　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	バドミントン
運営団体名	菊川スポーツクラブ
期間と日数	・平日　2～4回 ・休日　1回
指導者の主な属性	地域の競技経験者
活動場所	中学校体育館
主な移動手段	徒歩
1人あたりの参加会費等（年額）	3,000円/月
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年

●地域クラブ活動を実施する際の運営体制図



●指導者や運営スタッフ等の役割分担等

●責任者

役割：活動における管理者として、学校、保護者との連携を行う

●指導者　1～3名

役割：活動において、生徒に指導を行う

●運営補助者　1名

役割：施設の開場・施錠、当日の出欠確認、安全管理等を行う

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

- 実証事業の実施に際し、指導者・参加者・学校との連絡調整を担うため、運営団体にコーディネーター1名及び事務員1名を配置した。
- 実証事業で得られた課題・知見を整理し、それを踏まえて「下関市学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」を策定した。
- 運営団体としての役割を担う一般社団法人しものせきスポーツ・文化コミッションを、令和7年12月に設立した。
- 「移動困難者や経済的困窮家庭への支援」「指導者報酬の在り方」等の課題について、有識者会議を開催し意見を聴取した。

取組の成果

- 実証事業において指導者を十分に確保し、きめ細かな個別指導を実施した結果、参加者の満足度が向上した。
- 指導者と部活動顧問の連絡調整を行い、平日・休日の活動バランスに配慮した運営を実施した。
- 新たな運営団体の設立により、今後の地域展開を円滑に進めるための体制を整備した。
- 令和9年4月から地域で展開する地域クラブ活動の推進にあたって必要な事項について定める「下関市地域クラブ活動推進計画」を策定した。

今後の取組における課題

- 運営団体の役割として、団体・参加者の募集や会費徴収等、各実施主体に共通する業務を担うことを想定している。一方で、業務手順と判断基準の統一を図るため、基準及び詳細な運用マニュアルの整備が必要であり、早期の策定・周知が課題となっている。
- 運営団体が、将来にわたり子どもたちに継続的なスポーツ活動の機会を提供し、地域住民の健康増進とスポーツ振興を通じて明るく活力ある地域社会を実現するためには、地域社会からの信頼の確保と、活動の持続性・透明性の向上が必要である。

課題への対応方針

- 各種申請、運営管理、会計処理、安全管理等の手続きを明文化・標準化し、事務効率の向上と参加者との認識のずれの防止、問題発生時の迅速な対応につなげる。あわせて、マニュアルを整備することで、関係者の判断のばらつきを防ぎ、新たなスタッフの業務理解を促し、クラブ運営の質の安定化を図る。
- 制度の理解と認知を高めるため、従来の学校部活動との違いを踏まえ、子どもや保護者、参画を検討する団体に対し、活動内容や費用負担、認定クラブ活動の趣旨等を分かりやすく周知する説明会を、令和8年4月から順次開催する。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

コーディネーターの具体的な動きの実績

学校、地域のスポーツ団体、保護者等の多様な関係者から幅広く意見を聴取し、各主体の立場や課題、ニーズを丁寧に整理、把握したうえで、その内容を踏まえながら、「下関市学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」の策定を主導した。あわせて、地域クラブ活動推進計画の策定に向けて開催した有識者会議においては、アジェンダの作成、論点整理及び検討プロセスの運営を担い、関係者の意見を効果的に反映できる議論の場づくりに取組んだ。

地域クラブ活動の運営効率化に向けた取組

令和9年度からの地域クラブ活動の本格実施に向け、出欠管理や活動報告を円滑化するアプリの導入を検討するとともに、共通事務を一元管理する運営団体を設立し、事務負担の軽減と運営の効率化・統一化を図った。



運営団体・実施主体の安全性確保に向けた取組

地域クラブ活動「しものせきSD CLUB」の安全性を確保するため、「しものせきSD CLUB」において指導を行う者に対し、暴言、暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切な言動を防止する観点から、研修を実施する。研修内容は、学校部活動の地域展開や認定クラブに関する基本的な考え方・仕組みなどの総論をはじめ、指導者に求められる基本姿勢、服務規律、生徒への指導、安全管理、事故対応、保護者や学校との連携等を基本項目とし、随時オンラインで受講できる体制の構築に取組んだ。

地域クラブ活動におけるトラブル・事故発生時の対応方針

運営に関わる全ての関係者が、共通の基準及び手続きに基づいて適切に行動できるようにし、判断や対応のばらつきを防止するとともに、新たに加わるスタッフ等が業務内容や留意事項を円滑に理解し、適切に対応できる体制を整備するため、運営要項の策定を進めている。これにより、日常の運営における統一性及び効率性の向上を図るとともに、業務の属人化の防止や円滑な引継ぎを促進し、クラブ運営の質を安定的かつ継続的に確保することを目指している。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

取組事項

- 地域クラブ活動「しものせきSD CLUB」の円滑かつ適正な運営に向け、指導者の質と安全性を担保する仕組みづくりの一環として、指導を行うことができる者の要件整理及び認定スキームの構築に取組んだ。
- 検討に当たっては、服務規律、安全管理、ハラスメント防止、子どもへの適切な指導姿勢に加え、ICTの活用についても論点を整理し、有識者会議を通じて専門的知見に基づく幅広い意見を聴取した。

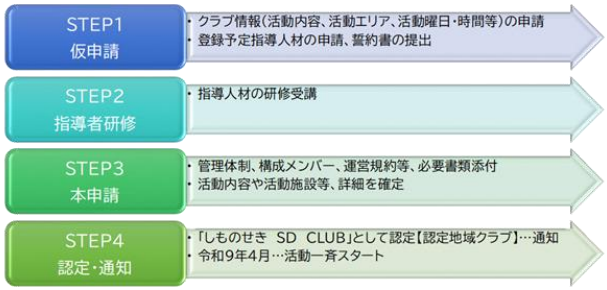
今後の取組における課題

- 指導者の質の保証に関しては、具体的な研修内容を含む認定指導者制度に係る規定が十分に整備されておらず、研修カリキュラム、評価方法、認定更新要件等の確定が課題となっている。
- ICTを活用したオンライン受講の導入についても、システム環境の整備、受講管理の方法、情報セキュリティの確保等の観点から、引き続き検討を要する状況にある。

取組の成果

有識者会議における意見を踏まえ、地域クラブの認定手続と連動して指導者登録を行う仕組みとすることで、クラブ認定と指導者の適格性確認を一体的に進められる認定スキームを構築した。

【地域クラブ認定スキーム図】



課題への対応方針

- 令和7年度末までに策定する運営要項において、認定指導者の定義、研修内容、評価・更新要件、遵守事項等を明確に規定する。
- ICTの導入については、令和8年度にオンライン研修システムを導入し、受講管理等のデジタル化を進める予定である。



2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

- 今年度の実証事業は、地域から指導者を招聘し、中学校体育施設を会場として実施した。
- 意見聴取会及び有識者会議等を通じ、スポーツ協会・地域スポーツ団体と連携し、意見交換・情報共有を行った。
- 地域展開に向けた学校関係者等の理解促進を図るため、中学校校長会や総合教育会議において、制度の趣旨や概要について周知を行った。

【有識者会議】



取組の成果

- 実証事業や意見聴取会の開催により、本市における地域展開の方向性を地域のスポーツ団体等と共有するとともに、その意見を踏まえて「下関市学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」を策定した。さらに、この基本方針に基づき、有識者会議を開催し、地域クラブ活動「しものせきSD CLUB」の推進に当たり必要な事項を定めた「下関市地域クラブ活動推進計画」を策定した。



今後の取組における課題

- 地域展開を円滑に進めていくためには、学校や地域のスポーツ団体にとどまらず、多様な関係団体や分野との連携を一層強化していくことが不可欠である。一方で、今年度は実証事業の実施及び地域展開に向けた制度設計を優先して進めたことから、大学、企業、まちづくり団体等との具体的な連携には至らなかった。
- 今後は、スポーツ協会をはじめ、各種競技団体その他の関係団体と連携しながら、地域の実情や特性を踏まえた幅広い実施主体の掘り起こしを進めていくことが必要である。

課題への対応方針

- 令和8年2月の意向調査及び4月以降の説明会を通じて、大学、企業、まちづくり団体に本市が目指す地域展開の趣旨・内容への理解を促し、活動への参画につなげる。
- 地域のスポーツ振興を担うスポーツ推進委員についても、地域展開の目的や制度の内容に対する理解を一層深めてもらうことで、本市に代わって地域住民に対する制度周知や情報発信を担うことができるよう取組を進める。これにより、地域に根ざしたきめ細かな周知体制の構築を図り、制度への理解と認知のさらなる向上につなげる。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　エ：面的・広域的な取組

取組事項

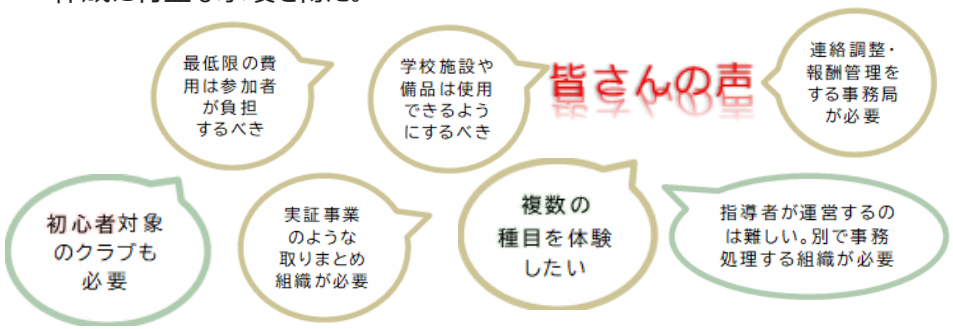
本市が展開する新たな地域クラブ活動「しものせき SD CLUB」の目指す姿を示し、地域クラブ化の基本的考え方、運営・活動の具体方針、ならびに今後の学校部活動の方針を取りまとめる「下関市学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」の策定に先立ち、その前提となる基本方針素案を作成した。これを踏まえ、令和7年7月～9月にかけて、市内各地で地域スポーツ団体、学校関係者、保護者等を対象とした意見聴取会を開催し、幅広い意見・提案を収集した。

今後の取組における課題

意見聴取会では、「移動困難者への支援」「経済的困窮家庭への支援」「指導者報酬の在り方」等、地域クラブ活動を持続的かつ公平に推進していく上で重要な課題が提起され、今後、具体的な方策を検討していくべき事項として位置づけた。あわせて、認定クラブを中心とした運営のみでは、活動の実施地域や対象種目に偏りが生じるおそれがあるとの懸念も示されたことから、参加機会の地域差・種目差を生じさせないための方策についても、今後の重要な検討課題として整理した。

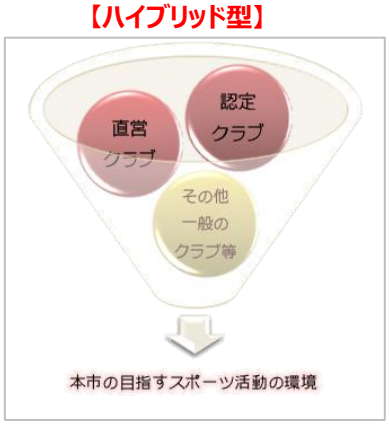
取組の成果

出席者から、運営方法、活動参加の在り方、活動場所・日程、指導者体制、活動経費・物品、大会出場等に関する多様な意見を収集でき、基本方針の作成に有益な示唆を得た。



課題への対応方針

先進自治体の取組事例や有識者会議の意見を踏まえ、地域クラブ活動の実施に必要な事項を盛り込んだ推進計画を策定した。また、生徒の多様なニーズに対応するため、必要に応じて運営団体主催のプログラムを実施し、認定クラブ、直営クラブ、その他一般のクラブを組み合わせたハイブリッド型でスポーツ活動の環境を整備する。



2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等

取組事項

これまでの実証事業や意見聴取会での意見等を踏まえ、地域クラブの持続可能で安定的かつ継続的な運営と、保護者等の負担の適正化を図るため、適切な受益者負担額について検証を行うとともに、有識者会議において専門的見地から意見を聴取した。

費用項目	下関市（公費）	受益者負担（会費等）
クラブ活動費	経済的困窮家庭、移動困難者支援費 ※活動支援金（会費下振れ分充当）	指導者等謝金、傷害保険料、雑費など
クラブ活動補助費	施設使用料（一部減免）	用具代等の実費、施設使用料（必要に応じて）
運営団体運営費	事務局人件費・運営費、旅費、消耗品費、会議費等	－
活動体制整備費	指導者研修会、システム運営費等	－

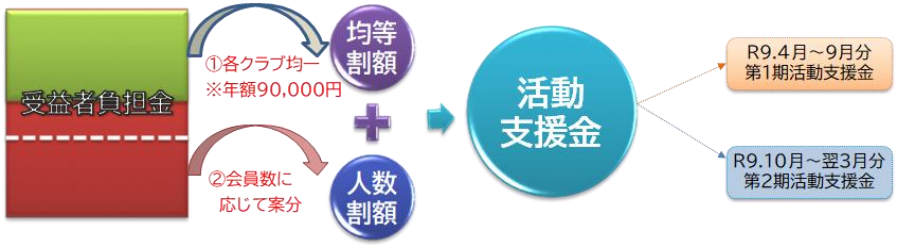
一律の月額会費一括徴収

各クラブが個別設定

※月額会費：国の目安は3,000円未満。下関市は傷害保険料を除き、2,200円程度で設定予定。

取組の成果

有識者会議等の意見を踏まえ、持続可能なスポーツ環境の整備に向けて、地域クラブ活動に係る諸費用は、会員の受益者負担金と自治体等の公的負担金を適切に組み合わせて賄うこととした。あわせて、謝金や消耗品費等、クラブ運営に必要な経費を各クラブの裁量で支出できるよう、徴収した会費を活動支援金として配分することとした。



今後の取組における課題

新たな地域クラブ活動は、従来の学校部活動に所属していた生徒に加え、学校部活動に所属していない生徒や障害のある生徒を含め、原則として参加を希望する市内在住の全ての中学生を対象としている。このため、居住地域や家庭の経済状況を理由として生徒の体験格差が生じることのないよう、遠距離移動に係る支援や経済的に困窮する世帯への支援措置を講ずる必要がある。

課題への対応方針

保護者やスポーツ団体等への意向調査結果を踏まえて会費を決定するとともに、居住地域や家庭の経済状況を理由として参加機会に差が生じることのないよう、遠距離移動に係る支援及び経済的に困窮する世帯への支援措置について、要項等の整備を進める。あわせて、公費負担の在り方については、参加状況や運営実態を踏まえ、持続可能かつ公平な制度運営の観点から継続的に検討を行う。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　キ：学校施設の活用等

取組事項

- 学校教育に支障のない範囲で、地域クラブ活動が学校施設を優先的に使用できる仕組みづくりは極めて重要である。このため、休日の学校部活動で使用していた学校施設等を基本的な活動場所とし、各クラブの利用施設の確保と学校体育施設の有効活用、学校側の負担軽減を図るため、学校体育施設予約システムを導入した。
- また、学校及び地域のスポーツ団体等の理解促進を目的に、説明会を市内5か所で開催するとともに中学校校長会及び教頭会において、円滑な運用となるよう意見を聴取した。

取組の成果

説明会には延べ292名が参加し、学校体育施設予約システムの運用に関する理解促進を図った。あわせて、校長会及び教頭会での意見を踏まえ、同システムを令和8年1月に導入した。また、施設の鍵管理等に関する懸念が示されたことから、その対策としてキーボックスの導入及び運用ルールの整備を進め、鍵の受け渡しの簡素化と管理責任の明確化を図った。これにより、施設の一層の有効活用につなげている。





今後の取組における課題

- 令和9年度の地域展開に向け、地域クラブの認定が進む中で、学校開放予約システムの活用が見込まれることから、利用権限の設定、申請フローの整理、鍵管理、利用実績の把握等を含む運用面の検討と体制整備を進める必要がある。
- 公共体育施設や文化施設、公民館等を利用する団体の活動が施設使用料により制限されないよう、関係部局と調整し、使用料の減免について検討が必要である。

課題への対応方針

これらの課題に対応するため、システム導入業者をはじめ、運営団体、学校、地域のスポーツ団体等と情報共有を図り、密接に連携しながら、学校開放予約システムの運用ルールや管理体制の構築を進める。あわせて、公共体育施設や文化施設、公民館等を利用する団体の活動が施設使用料によって制限されることのないよう、関係部局と協議・調整を行い、使用料の減免を含めた支援の在り方について検討を進める。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

本年度の実証事業では、制度設計に資する地域実情の把握を目的として、ニーズの高い運動部活動であるバドミントンを対象に実施した。会場・時間帯・保険等の運営条件を既存の学校活動に近づけつつ、地域移行後を見据えた運営体制（指導者配置、出欠管理、保護者連絡、会計処理）を試行し、指導者・生徒・保護者へのヒアリングにより課題と改善点を抽出した。得られた知見は論点ごとに整理し、基本方針へ反映した。

併せて、実証事業の成果を基に、市内各地で地域クラブ活動の具体的方針に関する意見聴取会を開催し、地域スポーツ団体・学校関係者・保護者等と本市の方向性を共有した。その意見を踏まえて基本方針を策定するとともに、検討課題の解決策を体系化し、有識者会議の具申を経て、地域クラブの実施体制、環境整備、団体の参画、今後の展開等の詳細を盛り込んだ推進計画を取りまとめた。今後は、同計画に基づき、説明会の実施、実施主体の公募・認定、指導者研修、参加者募集、ICT導入準備を順次進め、令和9年度の円滑な地域移行を図る。

●成果の評価

実証事業を踏まえ、地域展開に向けた制度設計により一定の成果を得た一方、以下の項目については継続検討を要する。

- 地域クラブの参加状況・運営実態を踏まえた費用負担の在り方
- 休日のみならず平日を含めた段階的移行
- 基本の活動場所である学校施設が利用できない場合の公共施設使用料の減免
- 地域や種目の偏りを解消するための運営団体主催プログラムの実施
- 認定クラブに交付する活動支援金を一定水準で維持するための民間寄付金の活用

●今後に向けて

本市は、令和9年度から休日の部活動を廃止し、地域へ展開する方針である。

令和8年度は、実証事業の結果を踏まえ本年度策定した基本方針・推進計画等に基づき、以下の取組を進め、令和9年度からの円滑な移行に備える。

- 市内各地での説明会の開催
- 実施主体となる団体の募集及び地域クラブの認定
- 指導者研修の実施
- 参加者募集及び体験会の開催
- ICTの導入準備（募集・受講管理等のデジタル化）

2.実証内容と成果

スポーツ庁

参考資料

【バドミントンクラブ】



【ソフトテニス体験会】



【リーフレット（団体向け）】



【リーフレット（保護者向け）】



2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和5年	令和6年		令和7年	令和8年	令和9年
実証事業開始、協議会設置	実証事業開始、協議会開催	意見聴取、ガイドライン素案作成	意見聴取、有識者会議開催、基本方針・推進計画等作成	説明会、地域クラブ申請・受付開始、指導者研修開始	認定地域クラブによる活動の開始

●ステークホルダー

中学校、スポーツ協会、地域スポーツ団体、
市長部局、教育委員会、運営事務局

●経過

令和5年度、教育委員会主導で「下関市部活動地域移行推進委員会」を設置し、地域移行の進め方等について、学識経験者・中学校長会・スポーツ・文化団体・PTA連合会と協議を行った。あわせて「運動部部活動改革実証事業」を実施し、令和6年度も継続実施した。実証事業を継続的に支援するためにはガイドライン等の制度設計が必要との前提に立ち、スポーツ関係団体や実証事業の指導者等への意見聴取を実施。得られた意見を整理し、反映方法を検討した上で、ガイドラインの素案を作成した。

●実施内容

令和7年度は、実証事業を継続するとともに、令和6年度に作成した素案を見直し、本市における中学校部活動の地域展開の方向性を取りまとめた。

これを基に、令和7年7月から9月上旬にかけて市内各地で意見聴取会を実施し、寄せられた意見を踏まえて「中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」を策定した。さらに、地域クラブ活動の実施に必要となる詳細基準等を定めるため、同年10月から12月に有識者会議を開催し、意見具申を踏まえて「地域クラブ活動推進計画」を策定した。加えて、令和8年2月には関係団体への実態調査及び生徒への参加意向調査を実施し、年度末までに会費の決定及び運営要項等の策定を行う。

●実施にあたって生じた課題

制度設計を進める中で、遠距離移動支援及び経済的困窮家庭支援等の基準が課題であったが、有識者会議での意見を踏まえ、年度末までに教育委員会と協議を行い決定する。

●今後の展開

令和8年度においては、市内全域で制度説明会を行い、地域クラブの認定申請受付及び指導者登録を開始し、令和9年度から休日における地域クラブ活動を開始する。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

